

(注意) 代表者又は受任者の変更があった場合は、手続（長崎市への変更届 / ICカードの再取得）が必要です。

代表者又は受任者（代表者から入札等に関する権限の委任を受けた者）（以下「代表者等」）の変更があった場合は、速やかに必要な手続き（Q1参照）を行ってください。

また、変更があった後、必要な手続きをしないで入札参加申請や入札書の提出を行うと不正となる場合がありますのでご注意ください。

※ICカードの手続きは各認証局にお問い合わせください。

Q1 代表者等が変更になった場合に必要な手続きは？

A1 以下の手続きが必要です。

● 長崎市への変更届の提出

代表者等を含め有資格者名簿に登録された内容に変更が生じた場合は、速やかに『変更届』を提出してください。詳細は契約検査課 総務係（095-829-1160）へお問い合わせください。

（※登記手続き完了前であっても、議事録等を添付して変更届を受理できる場合がありますので、お問い合わせください。）

● ICカードの再取得

変更後の代表者等名義のICカードの再取得が必要な場合があります。詳細は認証局にお問い合わせください。

なお、再取得したICカードについては、長崎市の電子入札システムで『利用者登録』を行ってください。

利用者登録の操作方法はヘルプデスク（095-829-1360）へお問い合わせください。

Q2 代表者等の変更時の入札参加は？

A2 代表者等の変更日（新代表者の就任日等の事実発生日）以降は、長崎市へ必要な手続きを行わないまま入札に参加することはできません。

なお、ICカードの取得手続き中の入札参加は、事前に必要な条件を満たすことを確認したうえで、『紙による入札』へ移行できる場合があります。詳細は各担当へお問い合わせください。

建設工事・建設工事に係る業務委託の案件 契約検査課 工事契約係 電話 095-829-1276

物品の購入・業務委託・賃貸借の案件 契約検査課 物品契約係 電話 095-829-1277

（例）代表者が変更となった場合

